

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ高島市案内所・休憩所設置要項

1 趣旨

この要項は、「わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ高島市観光接伴基本計画」に基づき、第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会「わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ」に参加する選手・監督、役員、視察員、報道員、その他関係者および一般観覧者（以下「大会参加者等」という。）に対し、競技、宿泊、交通、観光、物産等の案内を行う案内所および憩いの場、交流の場として利用するための休憩所の設置および運営に関し、必要な事項を定める。

2 案内所の設置

案内所は、総合案内所および受付案内所とする。

3 設置場所

総合案内所は、関係機関および関係団体等（以下「関係機関等」という。）と協議のうえ主要駅等に設置する。また、受付案内所および休憩所は、各競技会場に設置する。ただし、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ高島市実行委員会（以下「実行委員会」という。）は、必要に応じてこれを変更できる。

4 設置期間

総合案内所の設置期間は、関係機関等と協議のうえ定める。また、受付案内所および休憩所の設置期間は、各競技会の開催期間とする。ただし、実行委員会は、必要に応じてこれを変更できる。

5 開設時間

総合案内所の開設時間は、関係機関等と協議のうえ定める。また、受付案内所および休憩所の開設時間は、原則として開会行事または競技開始の1時間前から競技終了または閉会行事終了後30分までとする。ただし、実行委員会は、必要に応じてこれを変更できる。

6 業務内容

(1) 総合案内所

- ア 総合案内所の管理運営に関すること。
- イ 競技の案内に関すること。
- ウ 交通、宿泊および観光・物産等の案内に関すること。
- エ 配布物の管理に関すること。
- オ 総合案内所周辺の装飾の管理に関すること。
- カ その他各種案内に関すること。

(2) 受付案内所

- ア 大会参加者等の受付案内および資料等の配布に関する事。
- イ 競技の案内に関する事。
- ウ 交通、宿泊および観光等の案内に関する事。
- エ 迷子、遺失物・拾得物の取扱いに関する事。
- オ その他各種案内に関する事。

(3) 休憩所

- ア 大会参加者等への飲食物等の提供に関する事。
- イ その他休憩所の運営に関する事。

7 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。
- (2) 競技別リハーサル大会における案内所および休憩所の設置についても、必要に応じてこの要項を準用する。
- (3) 第24回全国障害者スポーツ大会「わた SHIGA 輝く障スポ」については、「第24回全国障害者スポーツ大会県および会場地市町の業務分担・経費負担基本方針」に基づき実施する。

付 則

この要項は、令和5年6月29日から施行する。